

令和7年11月25日

小規模多機能ホーム きいちご倶楽部
令和7年度第4回 地域運営推進会議

出席者 民生児童委員 地域代表委員 出雲市高齢者福祉課 出雲市高齢者あんしん支援センター
理事長 管理者

配布資料

- ①会議資料（本資料）
- ②小規模多機能型居宅介護サービス提供状況報告書
- ③きいちご便り no.47

配布資料に沿って管理者から報告があった。

1. ご利用の登録状況

11月25日現在、登録利用者は15人です（登録定員：25人）

要介護度と男女別の人数は次のとおりです。

	男性	女性	計
要介護1	4	5	9
要介護2	1	2	3
要介護3	0	1	1
要介護4	0	1	1
要介護5	0	1	1
計	5	10	15

平均要介護度：1.8

年齢と男女別の人数は次のとおりです。

年齢	男性	女性	計
60歳代	1	1	2
70歳代	0	0	0
80歳代	4	4	8
90歳代	0	5	5
計	5	10	15

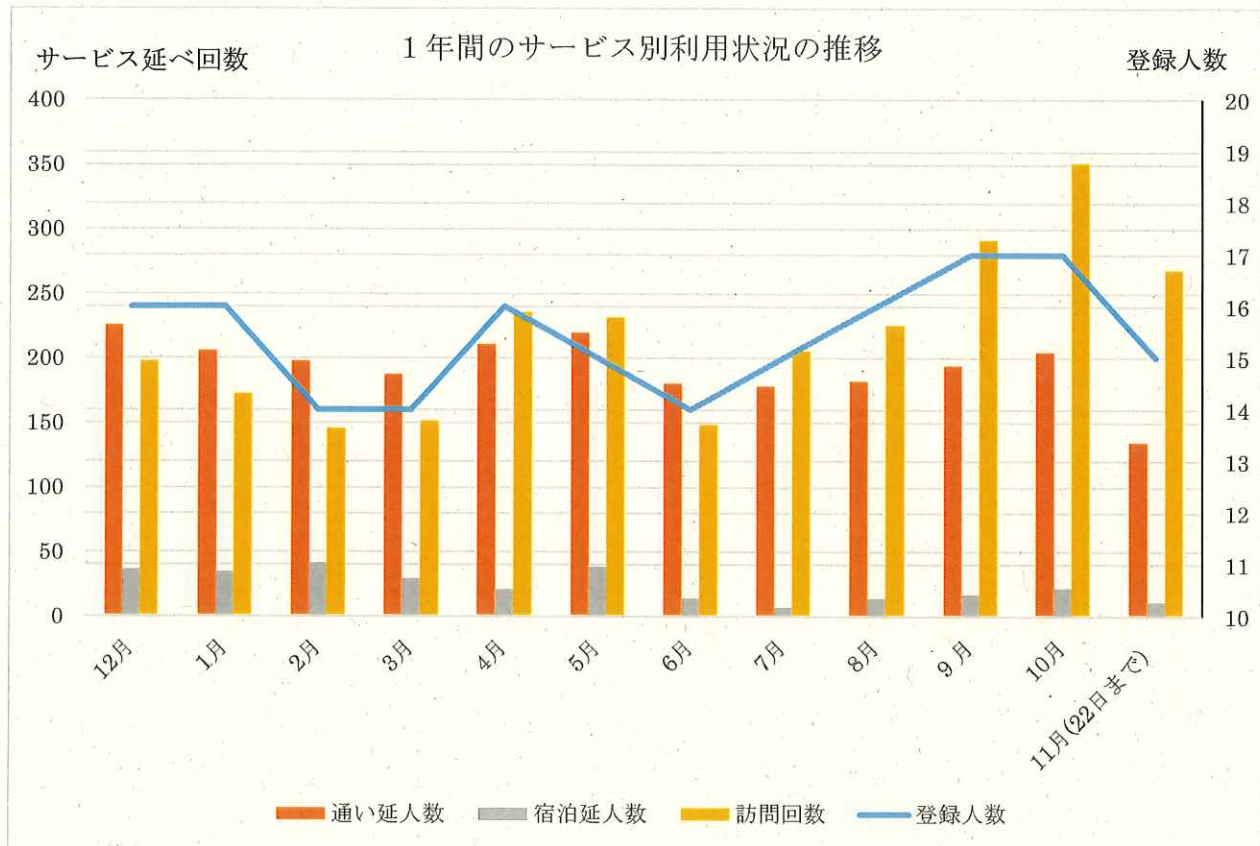
平均年齢：85.9歳

2. サービス提供状況の推移

最近3カ月の実績（延べ回数）

	登録者数	通い	訪問	泊り
9月	17	194	291	17

10月	17	204	351	22
11月(22日まで)	15	134	268	11



3. 行事・レクリエーション・活動など

別紙「きいちご便り no.47」をご覧ください

11月初めに保育園、暖らんと交流運動会を開催

隣保館、塩冶コミセン、JA 塩冶支店での催しにご利用者と作成した壁画を展示

理事長：地域とどのように関わり、介護事業所として役割を果たして行けるか課題と捉えている。その方法の一つとして地域団体、機関のお祭りなどの催しに積極的に参加するように努めている。隣保館は昨年から展示をしている。塩谷^ろコミセンには毎年お招きもいただき、参加させていただいた。JA 塩冶支店にも展示させていただいた。こうしたことで少しずつでもきいちご倶楽部の存在を知っていただき、地域に出てゆく足掛かりとしたい。

4. 研修

<内部研修>

10月職員会 コンプライアンス（法令、運営基準、倫理綱領、事業所の理念など）

11月職員会 ハラスメント対策（11月25日予定）

<外部研修>

認知症介護実践者研修（8月～10月）修了

5. 事故、ヒヤリハット：10月～11月（22日まで）

<事故>

事故に該当するものはなかった

<ヒヤリハット>

12件挙げられた

薬 6件（日付の記入誤り、セットし忘れ、自宅で以前の薬が落ちていた）

ふらつき 2件（トイレ、送迎時）

訪問時生活支援 2件（ゴミ出し忘れる、自宅のパンにカビが見られた）

機器設定 1件（センサー設定し忘れる）

異食 1件（食事ナプキン留め具を口にしようとする）

6. 苦情の受付け

<苦情内容>

ご利用者の家族からケアマネに対して、市に提出する書類の作成の依頼があったが、作成までに期日がかかったことに対して苦情が寄せられ、担当するケアマネの交代の要望があった。

<対応と経過>

書類作成に期日がかかったことに謝罪を行い、もう一人のケアマネが以降のモニタリングなど直接の対応を行う旨を伝えた。家族からは利用を終了する旨、連絡があった

管理者：ご利用者、ご家族、それぞれ切羽詰まったご事情を抱えておられる場合があると思う。そのことに寄り添ってこうしたことがないように努めたい。

委員：ご利用者、ご家族からの要望に対する対応方法として、昨今カスタマーハラスメント対策の視点を取り入れることが行われつつあることなど情報提供された。

7. 見守りカメラの使用について

通い利用時に昼食後、居室で午睡をされるご利用者。歩行が不安定で見守りと付き添いなしでは転倒の恐れがある。過去に転倒、骨折が起きている。

ベッドからの立ち上がりがあった場合、職員が声掛けし必要な見守りができるよう赤外線センサーを足元に使用している。しかしセンサーがなる度に訪室しドアを開けると、時に不機嫌な表情、発言をされる。単に足を下ろすのみであれば、見守りカメラでまず様子を見るようにし、訪室の回数を減らすことで、ご利用者、職員の負担を軽減したい。ご家族、医師への説明と使用許諾を得た。

使用に当たってはプラバシー上の問題について理解し、使用は午睡の時間に限り、モニター画面は職員のみが見えるようにする。カメラに保存機能はない。身体拘束廃止委員会で使用継続の必要性について定期的に検討を行う。

8. 今年度外部評価作成に向けて

運営推進会議を利用した外部評価の作成に向けて、現在スタッフ自己評価の取りまとめを行なっている。次回以降、運営推進会議において委員による外部評価をお願いしたい。

以 上